

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

## 公務員の定年を段階的に引き上げ、65 歳に

政府は、公務員の定年年齢（現在 60 歳）を 3 年ごとに 1 歳ずつ引き上げ、**2033 年度に 65 歳にする**方向で検討に入ったとのこと。2021 年度からスタートする目標だということですが、総人件費の抑制や賃金制度の再設計、役職定年制の導入など、考えなければならぬ課題はまだあり、すんなりいくかどうか注目すべきところです。

ただ、これが実現すると、民間企業への波及も現実のものとなってきそうです。

現在、65 歳までの雇用確保措置が義務づけられているものの、あくまでも定年は 60 歳という会社・事業所が圧倒的に多数。その後は再雇用や継続雇用という形で待遇を変えているところがほとんどです。

しかしながら、この人手不足の状況で、60 歳以上の方をいかに“人材”として活用するかは、事業所にとって重要な検討課題だと言えます。ベテランの知識や技術を伝承し、またその人生経験を生かして働き続けてもらうために、定年制を廃止したり延長したりする事業所も出てきています。

どのような形で、モチベーションを保ちながら働いてもらえるか、労使がしっかり話し合っ、方向性を見出していきたいところです。

## 配偶者控除が変わるとどうなるのですか？ ②

配偶者控除の対象となる配偶者とは、「給与収入一給与所得控除」の額が 38 万円以下の者、ということでした。この給与所得控除とは、給与収入（年収）の額に応じて控除する（差し引く）額が決まるもので、最低が 65 万円となっています。

つまり、103 万円（年収）から 65 万円（給与所得控除）を引いたものが 38 万円になることから、配偶者控除を受けるための上限年収として、103 万円という数字が出てくるわけです。

では、配偶者控除の対象になるとどうなるのでしょ

うか。たとえば妻が控除対象配偶者であった場合、**夫の所得額から 38 万円が控除される**、要するに課税される額がその分少なくなる、ということです。誤解されがちなのですが、**妻自身にメリットがあるわけではなく、あくまで夫にかかる税金が少なくなる**のです。

では、妻の収入が 103 万円を超えてしまったら配偶者控除が一切受けられなくなるかということ、実はそうではありません。「**配偶者特別控除**」というのがあり、年収 103 万円超 141 万円まで、段階的に 36 万円～3 万円の控除が受けられる仕組みになっていました。

実は今年から改正されたのは、この配偶者特別控除の方なのです。以下が改正の内容です。

- ・ **年収 103 万円超 150 万円以下まで、38 万円の控除が受けられるようにする。**
- ・ **年収 150 万円超 201 万 6 千円未満を、段階的な控除（36 万円～3 万円）が受けられるようにする。**

年収 150 万円まで満額 38 万円の控除を受けられる対象になった、というのはこういう仕組みなのです。

次回へ続きます

## セミナー開催決定！

お待たせしておりましたが、「人材育成・キャリアパスセミナー」第 3 弾の開催を決定いたしました。

日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）13:30～16:00

会場 長野市若里市民文化ホール 会議室 1

内容 「モチベーションアップにつなげる人事評価」  
「人事労務管理の最新情報」

お申込み・詳細については、別紙のご案内をご確認ください。今年度最後のセミナーとなります。多くの皆様のご参加をお待ちしております！

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)